

議 案 第 7 6 号

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新居浜市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

提案理由

児童扶養手当法等の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。